

# 地方長官會議を覗いて

路 政 僧

## 齋藤總理大臣訓示の要旨

政府は兎角の非難を受けながらも漸く議會を切り抜けたので、新年度の施政方針を示すべく去月四日から恒例に依る地方長官會議を開いた、集るものは去年の會議に出席した連中と餘り變つてはゐない、詰り文官身分保障令のお蔭で同じ顔を見る譯で、浮草稼業も性質を變して根が附きそうに爲つた、夫れが地方政治の爲に喜ぶことか夫れとも悲しむべきことかは、既に定評のあるところで贅言を要しないであらう、初日は首相官邸で開かれ一同起立裡に教育勅語を捧讀し次で總理大臣及高橋藏相、廣田外相、小山法相の訓示があつた、齋藤首相及高橋藏相の訓示の要旨は次の通りである。

昨年未畏クモ皇太子殿下ノ御降誕ヲ拜シマシタコトハ、皇室ノ御繁榮、天壤ト共ニ窮リナク國家ノ基礎愈々鞏固ヲ加ヘタル無上ノ吉祥トシテ、歡喜踴躍、全國民ト共ニ慶賀措ク能ハザル所デアリマス、本年二月此ノ慶福ヲ洽ク、頒タセ給フノ聖旨ヲ以テ、畏クモ恩放ノ優詔ヲ降シ給ヒ、更ニ兒童及母性ニ對スル教化並ニ養護ノ爲メニ、優渥ナル御沙汰ヲ蒙リ、内帑ヲ下賜セラレマシタコトハ、聖恩洪大無邊ニシテ、洵ニ恐懼感涕ノ至ニ堪ヘナイ次第デアリマス。

茲ニ新年度ヲ迎フルニ當リマシテ、政府ハ現下内外ノ情勢ニ稽ヘ、大ニ庶政ノ更張ヲ圖ルト共ニ、從來聲明セル諸政策ヲ遂行スベキハ勿論、特ニ財政稅制ノ整理刷新、教育ノ革新並ニ思想對策ノ確立、農村對策ノ樹立ヲ實現セントスルノ決意ヲ新ニシテ居ルノデ

アリマス、財政上ニ於ケル歲計收支ノ不均衡ハ、之ヲ永ク捨置ク  
コトヲ許サナイコトハ申スマデモアリマセン、而シテ其ノ均衡ノ  
回復ニ就テハ、獨リ經濟界ノ好轉ニヨルノミナラス、更ニ進ンデ  
財政稅制ノ整理刷新ニ待タナケレバナリマセン、我邦ノ教育制度  
ハ更ニ改善刷新ヲ要スルモノ決シテ少クナイノデアリマシテ、政  
府ハ目下之ガ調査ニ着手シ、慎重研究ノ結果、是非トモ一大刷新  
ヲ行ヒタイト考ヘテ居リマス、而シテ近時動モスレバ、敎職ニ在  
ル者ニシテ、或ハ矯激ナル思想ニ囚ハル、者アリ、或ハ又一身ノ  
利害ニ惑ウテ其ノ職ヲ瀆ス者アルヲ見ルハ、誠ニ痛歎ノ至ニ堪ヘ  
マセン、此ノ如キ者ヲ根絶スルコトヲ得ズンバ、何ヲ以テ國民道  
徳ヲ振作スルコトガ出來マセウカ、國家ノ前途誠ニ寒心ニ堪ヘザ  
ルモノアルヲ覺ユルノデアリマス、我ガ國民ノ間ニ國體觀念ヲ益  
々明徴ナラシメ、日本精神ヲ闡明シ、敬神崇祖ノ美風ヲ振起スル  
ト共ニ、各般ノ政治行政ヲシテ、不穩思想醸成ニ與ツテ力アルベ  
キ諸原因ノ除去ニ向ツテ進マシムルコトコソ、思想對策ノ要諦ナ  
リト信ズルノデアリマス。

米穀對策ニ就テハ、米穀ノ統制ニ遺憾無キヲ期シテ居リマスガ  
更ニ進ンデ其ノ根本對策ニ就キ目下銳意調査中デアリマシテ、不  
日其ノ確立ヲ期スル考デアリマス、蠶絲對策ニ就テハ今後モ尙ホ

斯業ノ維持進展上諸般ノ施設ヲ試ミント致シテ居リマス、農家負  
擔ノ輕減ニ就テハ、内閣ニ農村負擔調査會ヲ設ケテ、目下審議中  
デアリマスガ其ノ結果國及地方ヲ通ジ、財政稅制ノ上ニ於テ、考  
慮セラルベキモノアリトスルモ、一而地方ニ於テ先づ農家負擔ノ  
重壓タル各種團體費及諸寄附金ノ整理減廢ヲ行ヒ以テ民力ノ涵養  
ニ勉メラレタイト思フノデアリマス、現内閣成立以來既ニ二ケ年、  
組閣當初ノ社會的不安ハ漸次其ノ影ヲ收メ民心漸ク平調ニ復セン  
トスルハ喜ブベキコトデアリマスガ、内外ノ情勢ハ今後益々重要  
ヲ加ヘツツアルコトモ亦動カスベカラザル事實デアリマス。隨ツ  
テ政府ハ、外ニ對シテハ、國際聯盟脫退ニ關スル詔書ノ聖旨ヲ奉  
體シ、世界ノ平和ヲ念トシ、外交手段ニ依テ我方方針ノ貫徹ヲ圖  
ルコトニ努力スルト共ニ、内ニ在ツテハ國民精神ヲ振作シ、民力  
ヲ涵養シ國力ノ綜合的進展ヲ圖ルコトヲ以テ、現下最要ノ喫緊事  
ナリト信ジテ居リマス、是レ政府ガ急進ト反動トヲ避ケテ、寧ラ堅  
實ト中正トヲ選ビ、以テ國運ノ躍進ヲ期シ居ル所以デアリマス。

身分保障制度ノ實施以來、官吏ガ安ンジテ其ノ職責ヲ遂行シ得  
ルヤウニナツタコトヲ聞クコトハ欣懐ニ堪ヘマセンケレドモ、之  
ト共ニ官界ノ空氣沈滯シ、苟安ニ耽ツテ官紀ノ弛緩ヲ來セルヤノ  
批評ヲ聞クコトアルハ、遺憾千萬デアリマス、私ハ此ノ如キ言ヲ

其ノ儘信ズルモノデアリマセンガ、諸君ハ部下吏僚ト共ニ十分戒心ヲ加ヘカ、ル評言ノ餘地ナカラシムルニ勉メ、益々綱紀ノ肅正ヲ期シ、事務ノ刷新ヲ圖リ、至公至平、以テ君國ニ報效セラレシコトヲ望ミマス。

### 高橋藏相訓示の要旨

近時ノ情勢ヲ見ルニ地方自治體ガ往々ニシテ中央政府萬能ニ墮セントスルノ傾向アルハ洵ニ遺憾ニ堪ヘマセヌ、殊ニ現下ノ如キ經濟難局ニ際會シテ之ヲ打開スルノ要諦ハ、中央政府ニ依頼スルノ思潮ヲ抑止シ地方自治的精神ノ強化ニ依リ各地特有ノ事情ニ即シ適切ナル産業政策ヲ施シ、權威アル自治ノ集團ヲ完成スル様自信ヲ以テ其最善ヲ竭スニ在ルノデアリマシテ、地方財政ノ改善、所謂農村問題ノ解決、商工業ノ指導啓發等ノ問題ヲ始メ時局匡救ノ事業等ニ至ルマデ何レモ此ノ地方自治ノ精神ノ徹底發揮ニ俟ツテ始メテ其効果ヲ擧ゲ得ルモノト思フノデアリマス、而シテ斯ノ如ク市町村ニ於テ先ヅ其自信ヲ全賴的ニ活用シ萬善ヲ竭スベク而モ尙及バザルニ於テ始メテ之ヲ府縣ニ求メ、府縣ハ其自力ノ途ニ至ラザルニ及ンデ協力ヲ中央ニ仰グノ階梯ヲ履ムベキデアリマシテ、財政、産業、教育各方面ニ互リ此ノ趣旨精神ヲ以テ進マナケレバナラヌノデアリマス。

次ニ經濟界ノ情勢ヲ觀マスルニ其ノ現狀ハ未ダ必ズシモ満足トハ申スコトガ出來ナイノデアリマシテ、殊ニ地方産業ノ振興ニ就テハ今後尙幾多ノ努力ヲ要スルモノガアリマスカラ官民共ニ一段ノ緊張ト奮起トヲ要スル次第デアリマス、而シテ近年都會ノ一部ニ於ケル享樂の弊風ガ漸次地方農村ニ波及シ之ガ爲メ信條ニ生キル農村固有ノ眞面目ガ日ヲ逐ウテ消失セントスル傾向ニ在ルコトハ寔ニ寒心ニ堪ヘザル所デアリマスカ、斯ル風潮ヲ排シテ從來ノ美風ヲ維持シ以テ農村更生ノ實ヲ擧グルガ爲メハ同胞相率イテ毅然タル精神ト鞏固タル決意トヲ把持スルノ必要ヲ痛感スルノデアリマス次ニ政府ノ意ヲ用ヒツアル低金利政策ノ徹底ノ爲メ地方金融ニ關シ此ノ際特ニ留意セラレ度キコトハ、地方資金ノ中央ニ集中スル傾向ノ改善ト金融機關相互間ニ於テ預金吸收等ノ爲メ競争ノ防止トデアリマス。前者ニ就テハ一面ニ於テ地方金融機關ヲシテ其内容ノ改善充實ニ依リ信用ノ向上ヲ圖リ以テ十分ナル資金ヲ低利ニ吸收シ得ルニ至ル様努力セシムルト共ニ、他面大銀行ニ對シテハ其自重ニ依リ極力地方銀行トノ競争ヲ避ケ地方産業ヘノ寄與ニ遺憾ナキヲ期セシムルノ方策ヲ講ズルコトガ肝要デアリマス。而シテ特ニ重要ナルハ後者デアリマシテ、現在ノ地方金融界ニ於テ金融機關相互間殊ニ地方銀行ト信用組合及其系統諸機關トノ間ノ對立關係ガ低金利ノ徹底ヲ妨ゲツツアルガ如キ事例ガ妙ク

ナイノハ甚ダ遺憾ニ考ヘマス。

尙此ノ際地方ニ於ケル投機的傾向ノ抑制ニ就テ一言致シ度イト  
思ヒマス、中ニハ地方民ノ經濟知識ノ暗キト勞セズシテ富ヲ得ン  
トスル人心ノ弱點トニ乗ジテ如何ハシキ株式ノ類ヲ賣付ケントス  
ルガ如キモノモ出ヅルコトナキヲ保シ難イノデアリマスカラ、諸  
君ハ努メテ斯カル投機的傾向ノ發生ヲ抑ヘ地方民ガ將來再ビ其弊  
害ニ苦シムガ如キコト無キ様機宜ノ措置ヲ講ゼラレシコトヲ望ミ  
マス。

首相は、從來聲明した諸政策を遂行すべきことを新たに  
決意した旨を述べて、財政税制の整理刷新、教育の改革並  
に思想對策の確立又は農村對策の樹立を強調した、現時代  
に鑑て寔に結構なことはかりで誰も夫れに反對すべきでは  
ない、唯だ言ふだけでは政治の實は舉らない、實行するこ  
とが肝要ぢやのに現内閣成立以來既に二ヶ年、此間に政府  
は何を爲さつたかと頭の裡で反問した地方長官もあるだら  
うと考へしめた。夫れは現内閣の施政に盲従するものばか  
りでないからだ。

之に對して各地方長官は、地方事情を陳述して今述べら  
れた總理の施政方針に對し地方民の實情を明かにし、施政  
方針をモ一一度見直して貰ふ積りで意見を言ふのであつた  
が、各地方長官が一々喋つてゐては時間がかゝると言ふの  
で、潮内務次官の肝煎で前日内定されてあつた地方別擔任  
者、即ち北海道に關しては佐上長官、東北は武部秋田、關  
東は半井栃木、近畿は早川三重、北陸は齋藤富山、中國四  
國は湯澤廣島、九州は小栗福岡と言ふ順序で地方事情を開  
陳したが、餘り被代用府縣知事と代表者との打合せが甘く  
やつてなかつたものか、代表者の言つたことに就て後から  
異論を唱へる者さゝあつた、夫れは時局匡救事業に對する  
國民所望の程度に關してとあつて、所見の程度が違つたか  
らである。

○

二日目は内務省所管に關して會合した、新廳舎の勝手を  
知らない長官やら隨行員は、あちら此處らと魔誤附いたと  
言はれたが夫れも無理なことではない、定刻を遡ること

二十分で開會したが、山本内相が席に着かないで顔知り合ひの地方長官と個々面接をやつてゐる勢であつた、夫れでも去年の會合とは違つて自分の部下の局長位の顔は覺えた見え、落附いて訓示した。

山本内務大臣訓示要旨

茲ニ諸君ト會同ヲ重ネ、親シク所信ヲ披瀝スルヲ得マスコトハ、私ノ深ク欣幸トスル所デアリマス。

畏クモ曩ニ 皇太子殿下御降誕アラセラレ、彌々御健カニ御成長遊バシ給フコトハ、邦家ノ瑞祥此ノ上モナイコトデアリマシテ、國ヲ擧ゲテ、皇室ノ彌榮ヲ慶祝シ奉ルト共ニ、全國民無限ノ力強サヲ感ズル次第デアリマス。

申ス迄モナク、時局ハ尙ホ極メテ重大デアリ、社會各方面ニ互リテ大ニ振張ヲ要スルノ時デアリマス。之ニ對處スベキ内政諸般ノ問題ニ就キマシテハ、既ニ屢々訓示致シタ所デアリマスノデ、今回ハ現下最モ緊要ト認ムル事項トシテ、

- (一) 綱紀ノ振張ヲ期スルコト
- (二) 選舉ノ革正ヲ期スルコト
- (三) 行政及財政ノ刷新ヲ期スルコト
- (四) 思想對策ノ徹底ヲ期スルコト

(五) 社會政策ノ充實ヲ期スルコト

以上ノ諸點ニ就キ、特ニ諸君ノ留意ト努力トヲ促シタイト存ジマス。

(一) 綱紀ノ振張ハ庶政刷新ノ根本デアリマス。凡ソ官職ニ在ル者ハ其ノ責務ノ重大ナルニ顧ミ、身ヲ持スル謹直清廉、専ラ奉仕ヲ念トシ、毅然トシテ其ノ所信ニ邁進スベキデアリマス。然ルニ近時往々官吏ノ本分ヲ忘レテ綱紀ヲ紊リ、甚シキニ至リテハ刑辟ニ觸ルル者サヘアルヲ見ルハ、洵ニ痛恨ノ至リニ堪ヘマセヌ。斯ノ如キハ、官職ノ威信ヲ損シ官吏ニ對スル信頼ヲ傷クルモノデアリマシテ、實ニ國家ノ深憂トシテ嚴ニ之ヲ戒飭セネバナリマセヌ。惟フニ綱紀振張ノ核心ハ、吏僚ガ各共ノ責任ノ重キヲ自覺シ、堅實ナル志操ヲ以テ事ニ當ルニ存スルノデアリマス。諸君ハ地方ノ長官トシテ益々操守ヲ嚴ニシ、精勵謹正、公明廉潔、身ヲ以テ部下ノ吏僚ヲ率キ、相共ニ一意忠實奉公ノ誠ヲ效サレンコトヲ望ミマス。若シ夫レ文官身分保障ノ結果、行政部内聊カ緊張ヲ缺キ、吏僚稍官僚化セリトノ一部ノ世評ニ對シテハ、直ニ之ヲ肯定スルモノデアリアリマセヌガ、苟モ官吏ニシテ、或ハ其ノ職務ニ對スル生氣ト熱意トヲ缺キ、無爲徒ラニ一身ノ安キヲ求メ、或ハ倨傲自ラ居リテ、事ヲ處スルニ懇切ヲ缺クガ如キモノアルニ於テハ、是レ余ク制度ノ本旨ニ悖ルモノデアリマス。職ヲ奉ズル者ハ深ク其

ノ行止ヲ慎ミ、苟モ世ノ非難ヲ招クガ如キコトナキヤウ特ニ省慮スベキデアリマス。

(二) 現代ニ於ケル政治機構ノ根柢ヲ成スモノハ選舉制度デアリマス。隨テ選舉ニシテ弊竇ノ存スル限リ、政治ノ強化ハ恐ラク期シ難イコトト思ヒマス。而カモ我邦選舉ノ實績ニ微スルニ、從來遺憾ノ點ガ少クアリマセヌノデ、政府ハ今回先ヅ衆議院議員選舉法ノ改正ヲ圖ツタ次第デアリマス。改正法律ハ目下尙ホ手續中デアリマスガ、其ノ内容ハ、選舉ノ方法ヲ整備改善スルコト、選舉運動ノ取締ヲ嚴重ニスルコト、選舉犯罪ニ對スル刑罰ヲ加重スルコト、及所謂選舉公營ヲ或範圍ニ於テ實行スルコト等デアリマスカラ、諸君ハ十分ノ研究ヲ重キ、其ノ實施ニ當リテハ、克ク改正ノ旨趣ヲ體シテ適正ナル運用ヲ期シ、以テ選舉界ノ積弊ヲ繕メ、憲政更新ノ實ヲ舉グルニ勉メラルルト共ニ、地方議會ノ選舉ニ就テモ、專ラ其ノ自由公正ナル執行ヲ念トシ、以テ選舉ノ革正ニ資セラレンコトヲ望ミマス。

(三) 地方行政ノ刷新ハ、地方長官ガ全能力ヲ擧ゲテ地方事務ヲ統理シ得ルコトニ依リ、始メテ其ノ目的ヲ達シ得ルノデアリマス。然ルニ我邦ノ行政ハ積年ノ因襲ヲ承ケテ、重キヲ中央ニ置キ、百般事務ノ決定、多ク玆ニ集中スルノ傾向ガアリ、其ノ結果動モスレバ、地方ノ特殊性ヲ無視シテ劃一平調ニ墮スルノ憾ナシト致シ

マセヌ。近時地方長官ニ對スル職權委任ノ範圍ハ、相當擴張セラ  
ルルニ至リマシタケレドモ、尙ホ改善ヲ要スル所モ亦決シテ數ク  
ナイト思ヒマス。夫レ故ニ、國策トシテ統制ヲ要スルモノハ格別、  
主トシテ地方ノ實情ニ即シテ考案施行スベキ事項ニ就テハ、今後  
出來得ル限リ監督ノ煩瑣ヲ避ケ、地方長官ノ權限擴張ニ就キ一段  
ノ考慮ヲ進メ、地方行政ノ運営ニ便ナラシムルノ方途ニ出ヅルト  
共ニ、其ノ業績ニ關シテハ、更ニ考查監察ヲ加フル考ヘデアリマ  
ス。諸君ニ於テモ、徒ラニ中央ニ依倚スルコトナク、只管自己ノ  
責任ニ於テ事ニ處シ、以テ地方分任ノ本旨ヲ擴充セラレンコトヲ  
期望致シマス。

地方財政ノ合理化ニ就テハ、稅制其ノ他財政全般ノ事項ニ互リ  
テ檢討スベキ種々ノ問題ガアルト考ヘマス。政府ハ今後特ニ重キ  
ヲ此ノ點ニ置キ、講究ヲ重ヌル所存デアリマスカラ、諸君ニ於テ  
モ深く社會經濟ノ動向ニ稽ヘ、勉メテ負擔ノ均衡ヲ圖リ、經費ノ  
效果ハ最モ之ヲ有效適切ナラシムルヲ期スベキハ勿論、財政全般  
ノ整理刷新ヲ斷行シ、以テ其ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルヤウ、格段  
ノ努力ヲ致シ、更ニ市町村ノ財務ニ就テモ、如上ノ趣旨ニ依リ、  
今後一層嚴密ナル指導監督ヲ加ヘラレンコトヲ切望スル次第デア  
リマス。

(四) 思想ノ動搖ハ、社會事情ノ推移ニ伴ヒ避ケ難イ所デアリマ

ス。之ガ対策トシテハ、其ノ真相ヲ究明シ、健全ナル思想ヲ以テ正シク之ヲ誘導スルト共ニ、奇矯過激ノ思想及運動ハ、嚴ニ之ヲ防遏制裁スルコトガ必要デアリマス。夫レ故ニ、政府ハ夙ニ力ヲ思想対策ノ樹立ニ效シ、健全ナル思想ノ培沃ニ勉メツツアルノデアリマスガ、近年我邦ノ社會運動ハ異常ニ深刻且複雜ノ度ヲ加ヘ、之ガ取締ノ適正ヲ期スルニハ、格段ノ苦心ト努力トヲ要スルノ情勢デアリマス。殊ニ共產主義運動ノ如キハ、嚴密ナル取締ヲ受クルニ拘ラズ、執拗ナル潜行的策動ヲ爲スノ傾向ガアリ、又國家主義ヲ標榜スル者ニ在リテモ、或ハ奇矯ナル言論文章ヲ流布シテ社會ノ靜謐ヲ紊リ、或ハ急激ナル變革ヲ企テテ直接行動ニ訴ヘントスル者アル等、洵ニ寒心ニ堪ヘヌ状態デアリマス。因リテ政府ハ出版法其ノ他法規ノ改正ヲ要スルモノハ夫々改正ヲ企ツルノ外、各般ノ方策ヲ講ジテ之ガ取締ノ徹底ヲ期シツツアルノデアリマス。諸君ニ於テモ十分此ノ旨趣ヲ體シ、日本精神ノ作興ヲ基調トシ、普ク國民思想ノ善導ニ就キ最善ノ努力ヲ拂ハルルト共ニ、其ノ言動ニシテ我が國體ノ本義ニ悖反スル者ニ對シテハ勿論、苟モ矯激ナル言動ヲ敢テシ安寧秩序ヲ紊亂スル者ニ對シテハ、其ノ目的動機ノ如何ヲ論ゼズ、斷乎トシテ制遏ヲ加ヘ、以テ治安ノ維持ニ萬遺策ナカラシコトヲ望ミマス。

(五) 近時經濟界ノ變轉ニ因リ、著シク社會生活ノ不安ヲ醸成セ

ルコトハ、眞ニ憂慮ニ堪ヘヌ所デアリマス。之ヲ打開シテ人心ノ安定ヲ期スル爲、政府ハ土木事業ノ施行、醫療救護ノ徹底、失業救濟事業ノ實施、健康保險制度ノ改正、勞資ノ協調其ノ他社會事業施設ノ整齊普及等各般ノ經營ニ力ヲ效シテ來タノデアリマスガ、而カモ國民生活ノ不安ハ尙ホ未ダ除却セラルルニ至リマセヌ。隨テ今後ニ於テモ、益々都市農村ヲ通ジテ有效適切ナル社會政策施設ノ充實ヲ圖リ、以テ社會全體トシテノ借調ヲ期スルハ勿論、既ニ實行セル各種事業ノ善後處置ニ就テモ、慎重ナル考慮ヲ拂フ考ヘデアリマス。諸君ニ於テモ敍上ノ旨趣ニ稽ヘ、此ノ經濟界變轉ノ時期ニ際シ、各地方ノ實情ニ應ジ、人心ノ安定ヲ圖ルニ就キ善處セラレンコトヲ希望致シマス。

以上ハ内務行政ニ關シ、此ノ際特ニ諸君ノ留意ト努力トヲ促サントスル點ヲ開陳シタノデアリマスガ、更ニ今期帝國議會ヲ通過シタル法律及豫算ノ實施ヲ始メ、當面ノ問題ニ就テハ別ニ指示致ス等デアリマスカラ、其ノ運用竝ニ執行ニ關シテハ十分ノ考慮ヲ賜クシ、以テ所期ノ效果ヲ舉ゲルニ遺憾ナキヲ期セラルルヤウ切望致シマス。

仍ホ此ノ會同ノ機會ニ於テ、諸般ノ事項ニ關シ、平素諸君ノ抱懷セララル意見ハ、腹藏ナク之ヲ開申討議セラレ、以テ行政ノ更新ニ資セラレンコトヲ冀望シテ已マヌ次第デアリマス。

唯だ訓示であるから誰もが緊張して聞いたわけであつたが、餘り新しいところがない短的に言はゞ例年のことを言葉新らしく言ふだけのことだ、そこに内務行政の改革もなければ味もない、平素は新聞を通じて色々なことを聲明してゐるが、本格的の會合ともなれば出鱈目も言へないので常習的になる、新進？ の長官は内相平素の聲明に稽へて少々は調べて來たのもあるらしいが、夫れを得意げに吹聴する機會を與へなかつたのは氣の毒なやうでもあつた。訓示が濟んで指示事項に移つた。

一 敬神思想ノ顯揚ニ關スル件

近時敬神崇祖ノ念益々篤キヲ加ヘツツアルハ憚ラベキ趨向ナリ今同神職ノ待遇ニ關シ職制ノ改正ヲ行ヒタルハ之ニ依リ神職ノ素質ノ向上ヲ計リ以テ神社ノ振興ニ資セントスルニ外ナラザルヲ以テ今後一層神社ノ興隆ニ力ヲ致サルト共ニ神職ノ選任及之ガ指導ニ就テモ特段ノ意ヲ用ヒ敬神尊皇ノ美風ヲ顯揚スルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

石田神社局長が起つて訓示の要旨を布衍して説明した

が、之に動機して君島宮崎が例の調子で意見を述べるのであつた、夫れは矢張り地元宮崎のことに立脚してゐる、敬神思想の涵養は必要であるが之を具體化することに骨を折らねばならぬ、我國の始祖者神武天皇を崇拜することは言ふまでもないが、天皇の御治蹟に關しては明かな記録がない、唯だ御東征遊ばした年月が明確であるから此月を記念として國民の總ては天皇の御威徳を偲ばなければならぬ、今年には御東征の日より二千何百年になるから宮崎縣に於ては大々的に記念祭を執行し、思想善導に盡したいと思つてゐるから政府は之に對し援助せられたい、と大に氣焰を擧げたが、石田神社局長も之に賛成の言を與へて君島宮崎の主張を満足せしめた。

敬神思想涵養の問題から神社整理論が主張された、思想涵養には神社の祭神を明確にして信仰心を強める必要があるのに、現在の神社の祭神であつて頗る不明確な而かも其の正態の判らないものが尠くない、是等は政府が明確にして其の價値なきものは整理したら可いではないかと、宮脇



岐阜が主張したが、夫れは趣旨に於て賛成であるがなか／＼六ヶ敷ことであつて神社調査會に於ても其の方針で調査してゐると答へた。

一 市街地建築物法ノ改正ニ關スル件

市街地建築物法施行ノ實績ニ徴シ一層市街地ノ構築ヲ合理的ナラシムル爲今同市街地建築物法中建築線制度其ノ他ニ關スル規定ニ就キ從來ノ不備ヲ補ヒタルノ外本法適用區域指定ノ手續ヲ改メテ事務ノ簡捷ヲ圖ル所アリタルヲ以テ克ク如上ノ趣旨ニ鑑ミ施行上遺憾ナキヲ期セラレタシ

飯沼都市計畫課長が、這般の議會を通過した市街地建築物法の改正要點を説明しただけであつて、岡田千葉が施行地に關し質問したに過ぎない、併しながら各府縣に於ける都市計畫事業は漸次進展して農村對策と相結抗して地方行政上考慮すべきことが頗る多いにも不拘、之に關して一人も意見を提出しなかつたことは是に心細い氣がする。

一 衆議院議員選舉法ノ改正ニ關スル件

衆議院議員選舉法ノ改正法律ハ目下尙ホ手續中ナルガ改正ノ主眼トスル所ハ選舉ノ弊竇ヲ除キ其ノ自由ト公正トヲ圖ルニ

在リ選舉運動ニ關スル取締規定及選舉犯罪ニ對スル罰則ノ嚴重化並ニ所謂選舉公營ノ採用ノ如キ何レモ此ノ趣旨ニ出ヅルモノナリ就中選舉公營ハ其ノ本旨トスル所選舉運動費用ノ低減ヲ圖ルト共ニ選舉運動ニ於ケル議員候補者ノ機會均等ヲ實現セントスルニ在リ其ノ他條規ノ整備改善ニ屬スル改正事項ニシテ相當重要ナル意義ヲ有スルモノ亦尠ナカラザルヲ以テ豫メ十分ノ調査研究ヲ遂ゲラレ之ガ實施ニ當リテハ遺憾ナキヲ期セラレタシ

安井地方局長が要旨を説明し選舉公營にまで論及して新制度の要旨を述べたに對し、衆議院議員の選舉は夫れで可いにしても、他の地方自治團體に於ける議員選舉は如何に考へてゐるかとの質問があつたに對し、目下調査中だと言ふことで梟が附いてゐるが、選舉の公營等に關しては其の理論に於て論議すべき種がある、假令夫れは既に決定されたことであつても、其の取扱に就て議論も起らなければならぬのに餘りあつさりと片付けたのには物足りない感がありました。

一 不穩ナル行動ノ取締ニ關スル件

我國體ノ本義ニ悖リ或ハ國家社會ノ急激ナル變革ヲ企圖シテ  
矯激ナル思想ヲ宣傳シ若ハ直接行動ニ訴フル等國法ヲ犯シ秩  
序ヲ紊亂セントスルガ如キ者今尙ホ其ノ跡ヲ絶タズ政府ハ今  
般出版法ノ改正ヲ行ヒ其ノ他取締法規ノ整備ヲ期スル等銳意  
之ガ對策ヲ講ジツツアルヲ以テ此等ノ實情ニ鑑ミ今後一層取  
締ノ周到ヲ期シ之ガ徹底ニ格段ノ努力ヲ致サレタシ

尙ホ近時動モスレバ何事ニ依ラズ暴力行爲ニ出デントスル者  
漸ク多カラントスル傾向ナキニ非ザルヲ以テ部下吏僚ヲ督勵  
シ之ガ防遏ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

松本警保局長が指示の趣旨を説明し、左翼右翼兩主義者  
の思想の根底から説き始めて、現在彼等の分派及其の狀態  
を説明して此後の對策に就て希望を述べ、團體的行動が個  
人的行動に移つて來てゐて之が檢舉は非常に困難であるこ  
とに就て注意を喚起した。

夫れを動機として一般警察に關することに付、早川三重、  
白根兵庫、井野沖繩、廣瀬埼玉、鈴木長崎、阿部茨城、縣  
大阪、岡田千葉、田口大分等の各府縣知事が意見を提出す  
るのであつた、色々な意見の中から重要なものを拾つて見る

と、保安警察出版警察は機關が充實してゐて地方と本省と  
の連絡も十分であるが、警察の元祖的地位を占むる刑事警  
察は、交通機關の發達に依つて事件は複雑化し範圍も廣く  
爲つて來てゐる、故に數府縣のブロックを構成せしめて警  
察能力の徹底を期する必要があるが、之を實現する考は無  
いかとの質問に對し、目下研究してゐるから何等かの方法  
に依つて實現したいとの答辯があつた。刑事事件と思想犯  
罪との關係に就て思想犯も一般刑事事件に關することが多  
いと言ふことから、刑事警察獨立論に付て、例の司法省が  
計畫してゐるものに反對である意見が多數を占めたが、夫  
れに對し松本局長は司法省の案と言ふものは未だ確立して  
ゐないが、内務省としては絶對反對の意見であることを明  
言した。

右翼運動の取締は困難であつて、之を取締れば彈壓と言  
はれ、放任しておけば大問題を惹起することに立至るから  
右翼取締の特別法を制定せよと、例の埼玉事件の體驗者と  
して廣瀬埼玉が要求するのであつたが、立法に伴ふ弊害に

就て警保局長が容易に賛成しない、結局意見の相違で別れてゐる、夫れから思想問題の對策として教化運動の問題や恩賜救療事業の擴張やらに就ても意見が提出され、警察官優遇論も出て、近時の思想犯罪刑事事件の計畫は帝都の近縣に多い、併し近縣は帝都に比して薄弱だから警察費の國庫支辨金を増額せよとの要求もあつて、財政的要求を末尾として終つた。

一 國立公園ニ關スル件

先般雲仙、霧嶋、瀬戸内海ノ三國立公園ヲ指定セルガ他ノ箇所ニ就テモ準備手續ノ完了ヲ俟チ近ク夫々指定ヲ爲サントス依テ此ノ際國民ヲシテ克ク國立公園設定ノ趣旨ヲ理解セシムルニ努メラルト共ニ關係地方ニ在リテハ國立公園ノ保護ニ遺憾ナキヲ期セラレダシ

大島衛生局長が指示要旨を説明した、之に對し君島宮崎が國民保健と公園、公園と自然美維持物の保存關係に就て國立公園設定の根本思想に就て質し、大島衛生局長例の調子で甘く答辯して君島宮崎を満足せしめる、夫れから矢張り地方的な要求があつて、瀬戸内海の公園區域を擴張せよ

とか、富士山を中心とする國立公園の實施を急げとかと申出があつた。

一 結核及癩ノ豫防ニ關スル件

結核豫防ノ現狀ハ尙ホ甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノアリ政府ハ之ガ對策ニ就キ銳意考究中ニアリ地方ニ於テモ日本放送協會ノ納付金ニ依ル豫防施設ノ外更ニ適切ナル方策ヲ樹立シ以テ結核豫防上格段ノ力ヲ致サレタシ

癩患者ノ收容施設ハ漸次擴大セラレ本年度更ニ國立癩療養所ノ増設ヲ爲シタルモ尙ホ患者ノ多數ハ其ノ居宅内ニアリテ療養シツツアルノ現狀ナリ之ニ對シテハ豫防知識ノ向上、居宅治療者ノ指導、未患兒童ノ豫防、有資力者ノ療養地區轉居等ニ關シ適切ナル方策ヲ講ゼラレタシ

一 時局匡救土木事業ノ執行ニ關スル件

時局匡救土木事業ノ選擇竝ニ事業費ノ分配ニ當リテハ時局匡救ノ趣旨ニ依ルベキハ勿論ナルモ又克ク土木事業本來ノ效用ヲ發揮セシムルヤウ格段ノ留意ヲ致サルト共ニ工事ノ執行及監督指導ニ際シテモ特ニ細心ノ注意ヲ拂ヒ以テ右趣旨ノ徹底ニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

唐澤土木局長が指示の要旨を簡短に説明したに對し、岡

田千葉は時局匡救土木事業の打切りが國民の要求と相反することを述べ、打切りの爲に生ずる不經濟的な結果を指摘して繼續して執行すべきことを強調し、事業打切りの後始末だけでも千葉縣は二百萬圓を必要とすると言葉を極めて事業の繼續施行を要求するのであつた、次で同じ岡田の長野縣が個人經濟の窮迫實情を述べて矢張り事業繼續を要求しつゝあつたとき、山本内相は此問題は重要な事柄であるのと豫算に關係を持つものであるから、大藏省の役人を此處へ來て貰つた上で意見を提出して貰ふと言つて、一と先論議を中止した。

會議は午後からも再開され、山本内相の要求に依つて大藏省よりは堀切政務次官黒田次官を始め、關係各局部長並に課長や事務官が勢揃ひで列席する。

岡田長野は午前に引き續いて農村の窮狀を説明し、個人經濟の窮乏は個人の保健に關することにまで波及した事例を挙げ、有力な醫師が租税の滞納を爲すに至つた原因が全く醫藥料の不拂に依ることを説明し、此狀態であるから一

町村に就て見ると、町村税の滞納一萬圓に及び縣税は三萬圓の滞納を見てゐる従つて公共團體は新年度收入を以て決算する有様であると屢々地方の窮乏を訴へて事業の繼續を要求した、之に動機して地方長官の殆ど總てが事業繼續を要求するのであつたが、其の要求を大別すると、時局匡救事業は政治的目的と産業開發の目的とを有するものであつて、政治的觀點からしても、二年間の事業のお蔭で漸く自力更生の端緒を得たに過ぎない、地方的窮乏は依然として此事業當初の状態と尠しも變つてゐないから今之を打切ることは出来ない、又之を打切るとすれば地方に急激な變化を變へるから打切るとしても漸減の方法を講ずべきである、と言ひ、事業の觀點からすれば地方が折角起債に依つて起興した土木事業が中途半途で廢止の憂目に遭ひ、産業の開發に何等貢獻しないばかりか之が爲に地方財政を益困憊ならしむと言ふのであつた、従つて其の善後措置の方法として述べられた手段は、補助率を低下しても可いから繼續せよ、全國一律主義を放棄して窮乏府縣に限つて繼續せ

よ、公租公課を減免して時局匡救事業に代るべき金を地方に保留せしめ、補助を廢止しても公債の發行を暫行特例に依つて措置せしめ、補助をせずとも公債の利子だけを補給せしめ、等々と夫れはくゞ色々の意見が出た。

地方長官の言ふところ色々に岐れるのは、何れも地方事情を基礎としてゐるのであるから當然であつて、此會議の特色も亦こゝに在るのである、唯た一人として時局匡救事業を打切つても可いと言ふ者は無かつたが、總理官邸に於て中國四國を代表して湯澤廣島縣知事がやつた演説が、事業を打切つても可いと言ふ意味であつたと言ふので、窮乏事情を説明する知事の何れもが、私の縣は廣島縣みたいな裕福な縣とは違つて……と廣島縣を前提として喋るので、全國は廣島縣を除いて總て窮乏してゐるやうに感附かれた、此會場の空氣を眺めて黙々としてゐた湯澤廣島縣知事は起つて一席辯ずるのであつた、曰く總理官邸に於ける自分の話に對し各位が少々誤解してゐる點がある、時局匡救事業は三箇年で打切つては政府の方針であつて、其の方

針が變更されたことの無い以上は、我々が八ヶ間敷言つたところで仕方がない、時局匡救事業が目的を達したと言つても夫れで土木事業を罷めると言ふことにはならぬ、土木事業を別個の見地に於て繼續執行するの必要を認めてゐることは各位以上の熱望を持つてゐる、實は此事業の跡始末に就ては政府自ら對策を講じて其の方針を示さるものと心得てゐたが、何の沙汰もない、土木事業を執行することは何も時局匡救に名を藉らなければ出來ない譯のものではない、と例の男性的態度で辯じ立て、總理官邸に於ける説明には時間が制限されてゐる言ふべき總てを言ひ得なかつたが爲に誤解を生じたのであらうと釋明する。

軍需工業で随分露つてゐる地方でも矢張り時局匡救を名にして事業を繼續せむとする意見を主張してゐた知事公は、此あからさまの釋明に對して何事をも言は無かつた、成る程匡救事業は前にも言つたやうに二つの目的を持つてゐる、で一つの目的が假令達成されたにしても他の目的がまだ達成されない以上は、繼續して執行する要があるのは當

然であるのに、其のことを言つた湯澤知事の言を探り來つて難するのは結果に想倒しない論と言はねばなちぬ、夫れに心附かないで蔭に廻つて口を叩いてゐた連中もあつたが、夫れならなせ會議席上で論争しないのかと思はれた。

是等繼續執行の要求に對して黒田大藏次官は、こう答辯してゐる、匡救事業は仕事の性質上事業本位とするよりも、地方に勞銀を分配して購買力を増進せしむるのを主要な目的とした、で三箇年で打切ること始めからの方針で繼續する積りではない、併し餘程困つてゐる府縣に就ては考慮を拂ふ積りである、又匡救事業の繼續の意味でなく事業自身として、どうしても繼續の要あるものに就ても考慮する積りである、併し地方の事情はよく判つたが國家の財政状態も考へて貰ひたい、と言つてゐる。

是等の答辯を聞いて地方長官の要求したとことを綜合すると、十年度豫算の扁制方針としては従前の方針を變更して所謂總花主義を捨て、時局匡救の目的をまだ達成してゐない東北或は養蠶縣乃至は雪害府縣に對しては従前と同じ

やうに事業を繼續し、然らざる府縣に對しては既に着手した事業を跡始末する方針を採つて豫算を扁制する外ないのであるが、さて大藏當局が如何なる方針に出るか、帝國議會が如何に措置するかは蓋し此後に於ける見ものであらう。

廣瀬埼玉は、國道改良費に對する國庫補助が豫定の通りに交付されないで、府縣は歳入に缺陷を告げ之を政府が知らぬ顔をしてゐるのは餘りにも身勝手である、此措置は府縣財政の癌であると力説したのに動搖して、齋藤富山も亦夫れに引繼ぎ詰問的意見を述べたが、之に對し唐澤局長は、其の補助が法上如何なる性質を有するか議論の有するところであるが、府縣が之に就て困つてゐるのは事實である、故に吾々としては總額四千萬圓を十箇年に支給する策を樹て、大藏省へ要求したのであるが、財政の都合を理由にして豫算が認容され無かつたのは頗る遺憾であると答辯したが、加屋豫算決算課長は餘り明瞭な答辯をしなかつた。蓋し政府に辨濟義務があると信じたからであらう。

筆者をして不審を抱かせたものは、九年度時局匡救費減

少の爲に採るべき方法に就て、各地方長官が何事も言はなかつたことである、九年度事業費減額の爲に國庫補助以外に縣費單獨で土木事業を執行し地方の要求するところを満足しなければならぬ、夫れに就て八年度總額を限度として起債を認め、其の起債に關しては暫行勅令を適用し、利子の補給は困難であるとしても低利資金を融通して呉れとは、各地方の總てが要求するところであつたのに對し何等要求しなかつた、是等は地方毎に解決して行く考を持つたのであらうか、頗る疑を抱かした。

色々論議された結果、田中靜岡の肝煎で次のやうな意見書が内、藏兩大臣に提出さるゝことゝ爲つたが、前にも述べたやうに、地方事情報告のときに匡救事業は目的を達したと言つた知事が、他縣との鈞合上困ると言つて意見書に署名してゐるのに、獨り湯澤廣島だけは頑として署名してゐない、所信を斷行せむとする勇氣と決心とを有することに於て到底他の地方長官の追隨を許さないと云つてあつて、ことの可否は別問題としても其の男性的な態度に對し

ては人をして、地方長官頼むに足ると言はしめてゐる、時事紙が信ずる所を守つて譲らぬ勇氣は流石前土木局長の質祿を示してゐると評したのも當然である。

意見書

時局匡救土木事業ノ善後措置ニ關スル件

時局匡救土木事業ハ昭和九年度ヲ以テ打切ラルルガ如シト雖農漁山村ノ疲弊困憊ハ本事業御計畫當時ノ情態ト大差無之從テ今之ヲ廢止セラルルニ於テハ再ビ地方ノ窮狀ヲ現出シ事態容易ナラザルニ立チ至ルベク憂慮致候ノミナラズ折角地方ガ着手シタル土木事業ハ中途ニ於テ廢絶シ起工ノ效果ヲ收ムル能ハザルニ至リ頗ル遺憾ニ被存候就テハ右事情御斟酌ノ上昭和十年度以降ニ於テモ其ノ名義ノ如何ヲ問ハズ本事業ヲ繼續執行セラレ濟民ノ實ヲ擧グルト共ニ地方産業ヲ振興スルコトニ御高配ヲ煩シ度意見提出候也

○ 第二日も矢張り内務省會議室で開會され、社會局關係の事項に就て論議されたが、餘り路政には關係がないので次に指示事項だけを披露する、各省關係の事項も同じだから省略する。

一 勞資關係ノ改善ト産業平和ノ促進ニ關スル件

最近我國ノ勞働組合運動モ或ハ平和的職分ニ力ヲ注ギ或ハ産業協力ニ意ヲ用フル等穩健着實ナル方向ニ進ミ事業主中ニモ亦勞働者ノ地位ノ向上ニ留意スル者漸ク多カラントスルノ傾向アリ一方又從來何等ノ統制ナカリシ地方的中小工業ニ於テモ官憲ノ斡旋ニ依リテ關係勞資ノ自助的統制ト其ノ協力ノ下ニ勞働條件ヲ適正化シ法規ニ依ル勢働保護ト略々同一ノ目的ヲ達成セル事例モ興リツツアリ斯カル傾向ハ國家産業ノ健全ナル發達並ニ勞働者ノ福利増進上極メテ喜バシキ現象ナルガ故ニ更ニ一層ノ關心ト理解トヲ以テ斯カル氣運ヲ助長シ以テ勞資關係ノ改善ト産業平和ノ促進トニ努力セラレタシ

一 健康保險法ノ改正ニ關スル件

傷病ニ際シ醫療ノ途ヲ得ザル者ノ保護ニ關シテハ既ニ救護法其ノ他ノ救濟施設アルモ尙ホ中産階級以下ニ於テ保護ヲ講ズル必要アルモノ尠カラザルヲ以テ政府ハ今回先ヅ健康保險被保險者ノ範圍ヲ擴張シ從來任意包括被保險者タリシ者ノ一部ヲ強制被保險者ト爲スコトトシタリ右改正法律ハ明年四月一日ヨリ施行セラルルモ之ガ實施ノ爲豫メ必要ナル事項ニ關スル規定ハ明年一月一日ヨリ施行セラルルコトトナリタリ改正法律ニ依リ新ニ適用ヲ受クル事業ニ於ケル各般ノ事情ハ現在

本法ノ適用アル工場法適用工場及鑛業法適用鑛山ニ比シ著シク異ナレルモノアリテ之ガ圓滿ナル施行ヲ期スルニハ周到ナル準備ヲ要スルモノアルヲ以テ法規ノ主旨ノ徹底並ニ其ノ運用ニ關シ一段ノ努力ヲ致サレ所期ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヲ期セラレタシ

一 少年救護法施行ニ關スル件

客歲公布セラレタル少年救護法ハ現行感化法ニ代ルベキ新立法トシテ本邦ニ於ケル感化制度ノ進展ニ一時期ヲ畫スルモノナリ政府ハ本年七月ヨリ同法ヲ實施スベク既ニ之ガ施行ニ必要ナル經費豫算ヲ計上シ目下關係命令ノ制定其ノ他諸般ノ準備ヲ進メツツアルヲ以テ克ク本法ノ内容ヲ究メ關係廳府縣令ノ整備道府縣費豫算ノ編成等豫メ必要ナル準備ヲ整へ本法實施ニ際シ遺漏ナキヲ期セラレタシ

一 傷兵院法ノ施行ニ關スル件

軍人及其ノ遺家族ノ扶助ニ關シテハ政府ノ特ニ意ヲ用ヒツツアル所ナリ廢兵院法中改正法律(傷兵院法)ハ從來救貧施設ノ一トシ設ケラレタル廢兵院ヲ改メテ精神又ハ身體ノ著シキ障碍アリテ收容保護ヲ要スル傷痍軍人ニ對スル特別ノ施設タラシムルト共ニ傷兵院ノ設備改善ヲ行フ等專ラ傷痍軍人優遇ノ趣旨ヲ以テ制定セラレ近ク實施ノ見込ヲ以テ既ニ傷兵院新



營ニ要スル經費豫算ヲ計上シ目下之ガ實施ノ準備中ニ在ルヲ以テ克ク本法改正ノ趣旨ヲ體シ軍事救護法ニ依ル救護並ニ民間軍事扶助團體ノ活動ト相俟ツテ軍人及遺家族ノ生活安定ヲ期スルニ一段ノ配意アリタレ

○ 最終の日に再び内務行政の全般に關して意見の提出があつた、岡田千葉は矢張り中間機關の設置を力説する、千葉新潟は官吏身分保障令を禮讚し續いて監察官制度の復活や

ら警官並に視學の待遇改善やらを要求し、佐上北海道廳長官は教育制度の改善に就て述べ、香坂東京は若い事務官を本省出仕にする途を開いて中央の事務を見習はしむる必要を説き官吏養成機關として特殊學校を設置すべき事を力説し、三邊愛知は地方分權に關する意見を提出するなど、夫れはく思れ思ひの意見を雀の學校見たいに先生に陳述したが、知事自身も其の實行を疑ひつゝ言ふ意見もあるので眞面目な潮内務次官が夫れを野次る場面も見られた、併し誰やらが、政府は意見ばかりを聞かないで、實現を策せよ。

○ と言つてゐたが、蓋し至言であらう、或は餘り多くの意見を提出し過ぎるから政府は其の取捨に迷つて或は何事も實現出来ないのでは無からうかと言ふ感も起らないではない。

○ 畏くも 天皇陛下におかせられては、各長官を宮中に召され管内地方の事情を御聽取遊ばさるゝことに爲つて、長官の何れもは此難有い大御心に感激した、大御心のあるところを解し、地方政治の爲に貢獻せなければならぬ。

此度の會議で政府に何を提供したか漠然として捕捉することは出来ないが、意見の詳細に關しては長官歸廳後文書を以て提出することに爲つてゐるから政府に實行の熱意さえあらば澤山な意見の内でせめて其の一つ位は實行して貰はなければ會議招集の意味はない、新聞紙の傳ふところに依ると、其の意見の提出を俟たないで、地方の實情を視察せしむる機關を造つて地方行政の改革を策したと言はれてゐるが、そんな一時の思附きで行政が改革されるものではない、又夫れが内閣の人氣を博する種ともならない。(終)